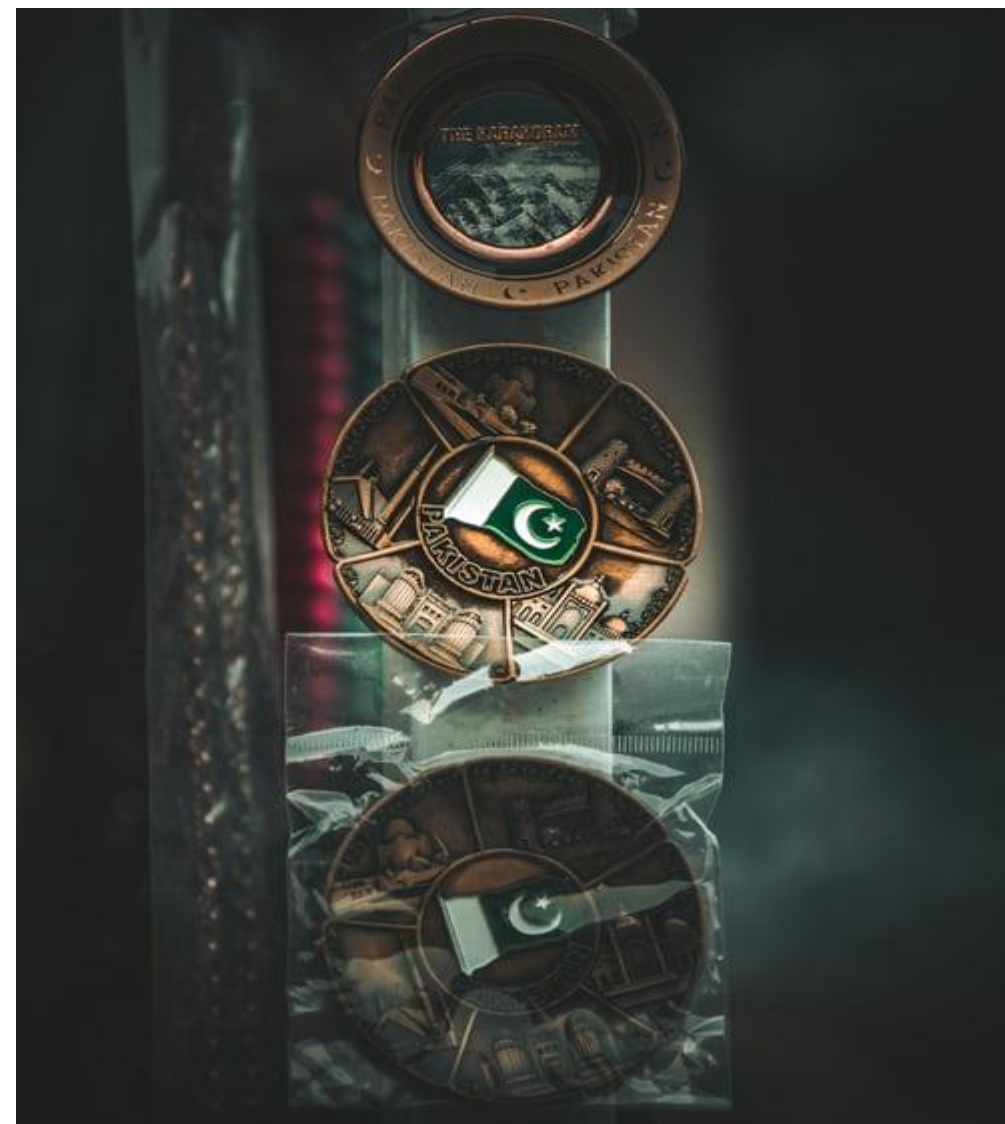


パキスタン事情 のご案内

公益財団法人 国際人材協力機構

JITCO

国際部



パキスタンの概要(1)

✓ 直行便	なし
✓ 1回乗継	バンコク乗換(タイ国際航空)
✓ 片道所要時間	約16時間
✓ 時差	日本マイナス4時間



出典: 旅行の友、Zentech

一般状況	
人口	2億5,127万人(世界第5位) (2024年, 世界銀行)
面積	79.6万平方キロメートル (日本の約2倍)
民族	パンジャブ人(56%)、パシトゥン人(16%)、シンド人、パロチ人
言語	国語 : ウルドゥー語 公用語 : 英語(政府機関共通語) ※但し、48%がパンジャブ語を母国語とする
宗教	イスラム教徒(国教)が97%(内スンニ派が約9割) キリスト教徒、ヒンドゥー教徒が各々1.5%程度

経済状況	
主要産業	農業、繊維産業
GDP	3,731億US\$ (2024年, 世界銀行)
一人あたりGDP	1,485US\$ (2024年, 世界銀行)
実質経済成長率	2.9% (2024年, 世界銀行)
失業率	5.5% (2024年, 世界銀行)
基本給月額(製造業作業員)	144US\$ <出典: JETRO2023年度海外進出日系企業実態調査/平均値>

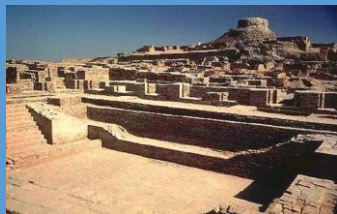
政治・外交	
連邦共和制(2院制)	
<ul style="list-style-type: none"> 2022年4月10日、下院にて、カーン首相に対する不信任案が可決され、カーン首相は失職。4月11日、下院にて、指名選挙によりシャバーズ・シャリフ氏が次期首相に選出され、首相に就任。政権の最大の課題は、経済の立て直し。2019年7月、IMFは期間39か月、総額約60億ドルの支援プログラムを承認 国際社会と協力してテロ対策に取組。 	

<出典: 世界銀行、外務省、JETRO、ILO>

パキスタンの概要(2)

【地政学的に重要な地】

- 交通の要衝・文明の交差
- 多彩な文化と自然



インダス文明の遺跡モヘンジョダロ(世界遺産)

【イスラム教・民主主義国】

- 連邦共和制
- イスラム教が国家の礎



バードシャーヒーモスク(世界遺産)

【伝統的に親日国家】

- 2022年:国交樹立70周年
- 国内自動車の95%が日本製

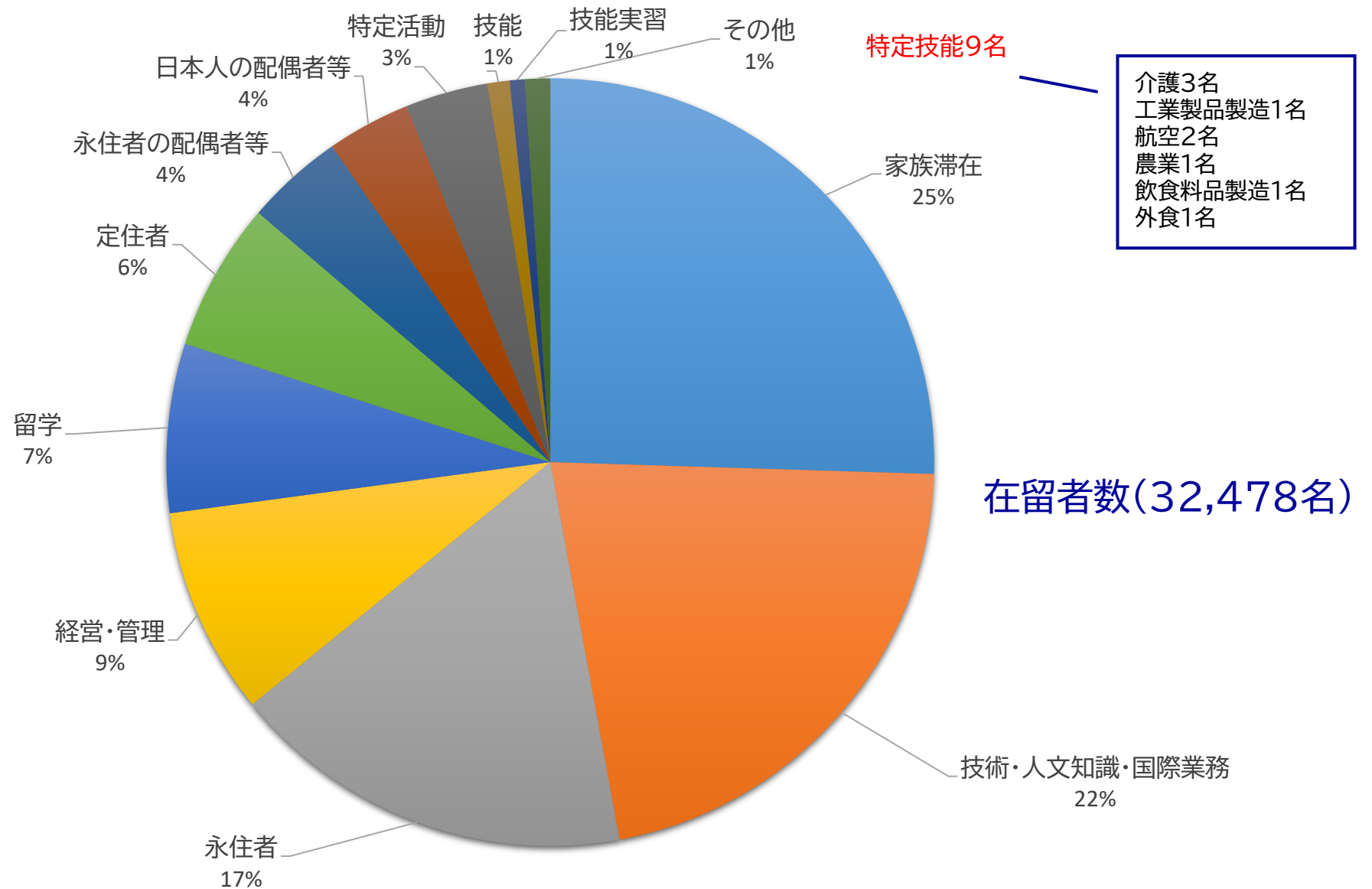


【世界第5位の人口】

- 国民の半数が24歳以下
- 経済成長・外貨獲得のため労働者の海外送出しに熱心

⇒2024年度労働者送出し人数は約73万人
⇒2024年度の送金額は、GDPの約10%、
350億USD(約5.2兆円)

在日パキスタン人の在留資格(2025年6月末時点)



技能実習制度の現状

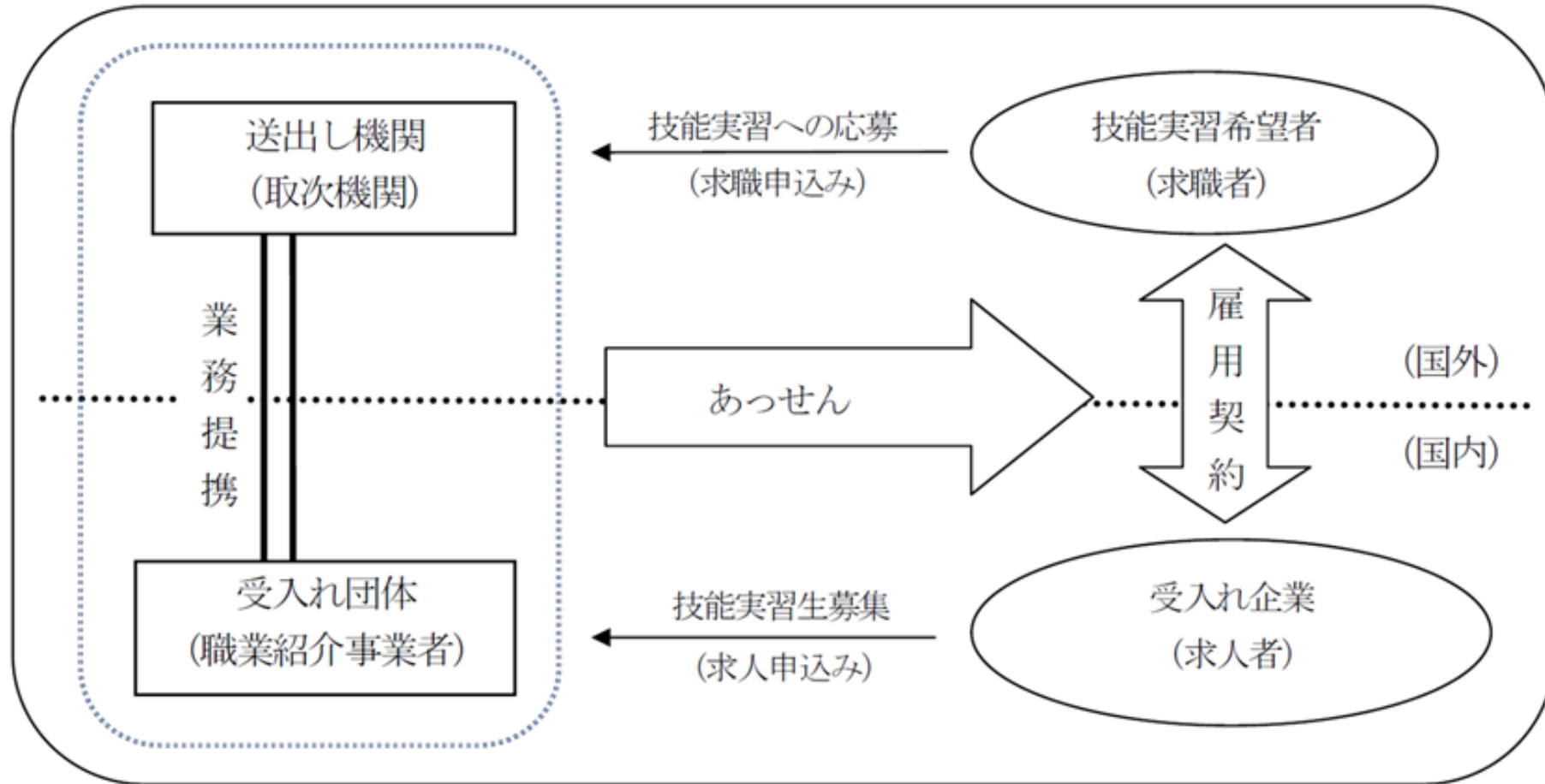
技能実習制度	
政府窓口	教育・職業訓練省 Ministry of Federal Education & professional Training (MOFEPT)
二国間取決締結日	2019年2月26日
協力覚書締結日	2019年8月28日
認定送出機関	90 ※2025年12月時点
在留者数	123人 ※2025年6月末時点

- 2023年1月にコロナ禍後初となる実習生が入国。職種は自動車整備、建設、機械金属、農業など

【MOFEPTとJITCOの協力覚書調印】



技能実習制度における受入れ手続き



特定技能制度の現状

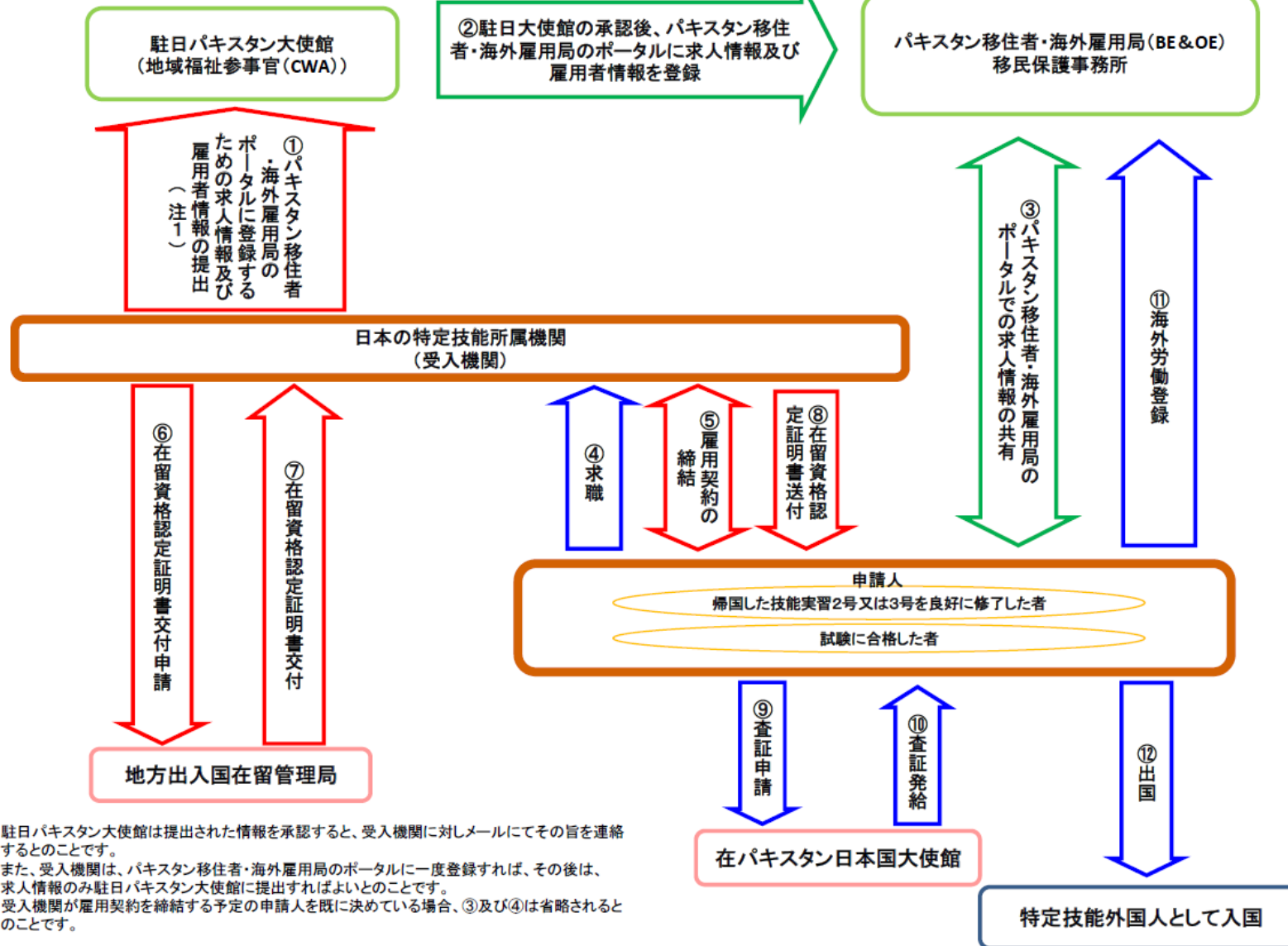
特定技能制度	
政府窓口	移住者・海外雇用局 Bureau of Emigration & Overseas Employment
二国間取決締結日	2019年12月23日
認定送出機関	使用は任意
パキスタンでの試験実施状況	農業・建設・介護・介護日本語・日本語・ビルクリーニング・自動車運送
在留人数 (2025年6月末時点)	9人(介護3,工業製品製造1,航空2,農業1, 飲食料品製造1,外食1)

- 農業、建設、介護、介護日本語、JFT-Basic日本語試験が2025年に開始された。

特定技能制度における受入れ手続(1)

パキスタン特定技能外国人に係る手続の流れについて

○パキスタンから新たに受け入れる場合(直接採用パターン)

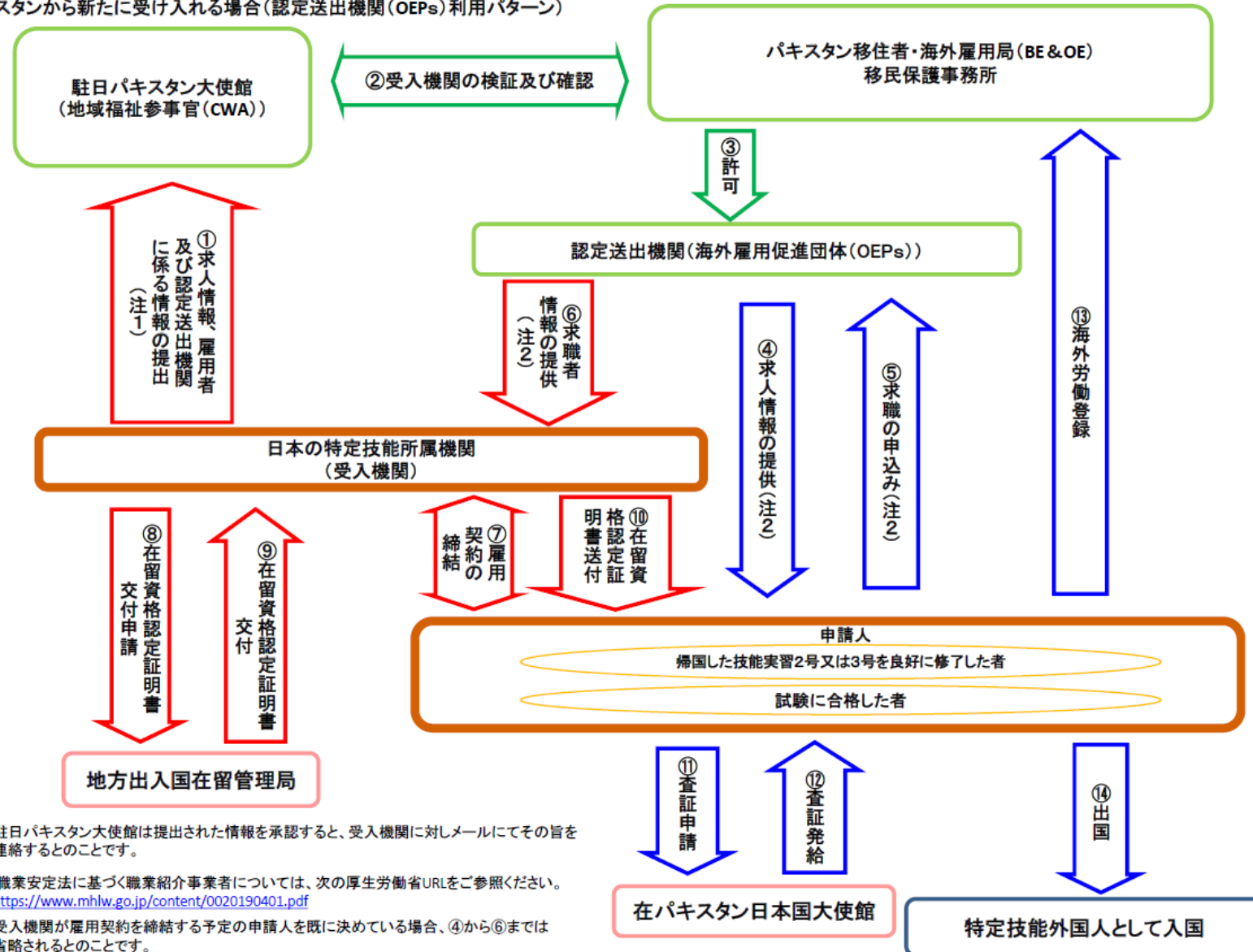


(注1) 駐日パキスタン大使館は提出された情報を承認すると、受入機関に対しメールにてその旨を連絡することです。
また、受入機関は、パキスタン移住者・海外雇用局のポータルに一度登録すれば、その後は、求人情報のみ駐日パキスタン大使館に提出すればよいとのことです。
(注2) 受入機関が雇用契約を締結する予定の申請人を既に決めている場合、③及び④は省略されるとのことです。

特定技能制度における受入れ手続(2)

パキスタン特定技能外国人に係る手続の流れについて

○パキスタンから新たに受け入れる場合(認定送出機関(OEPs)利用パターン)



(注1) 駐日パキスタン大使館は提出された情報を承認すると、受入機関に対しメールにてその旨を連絡するとのことです。

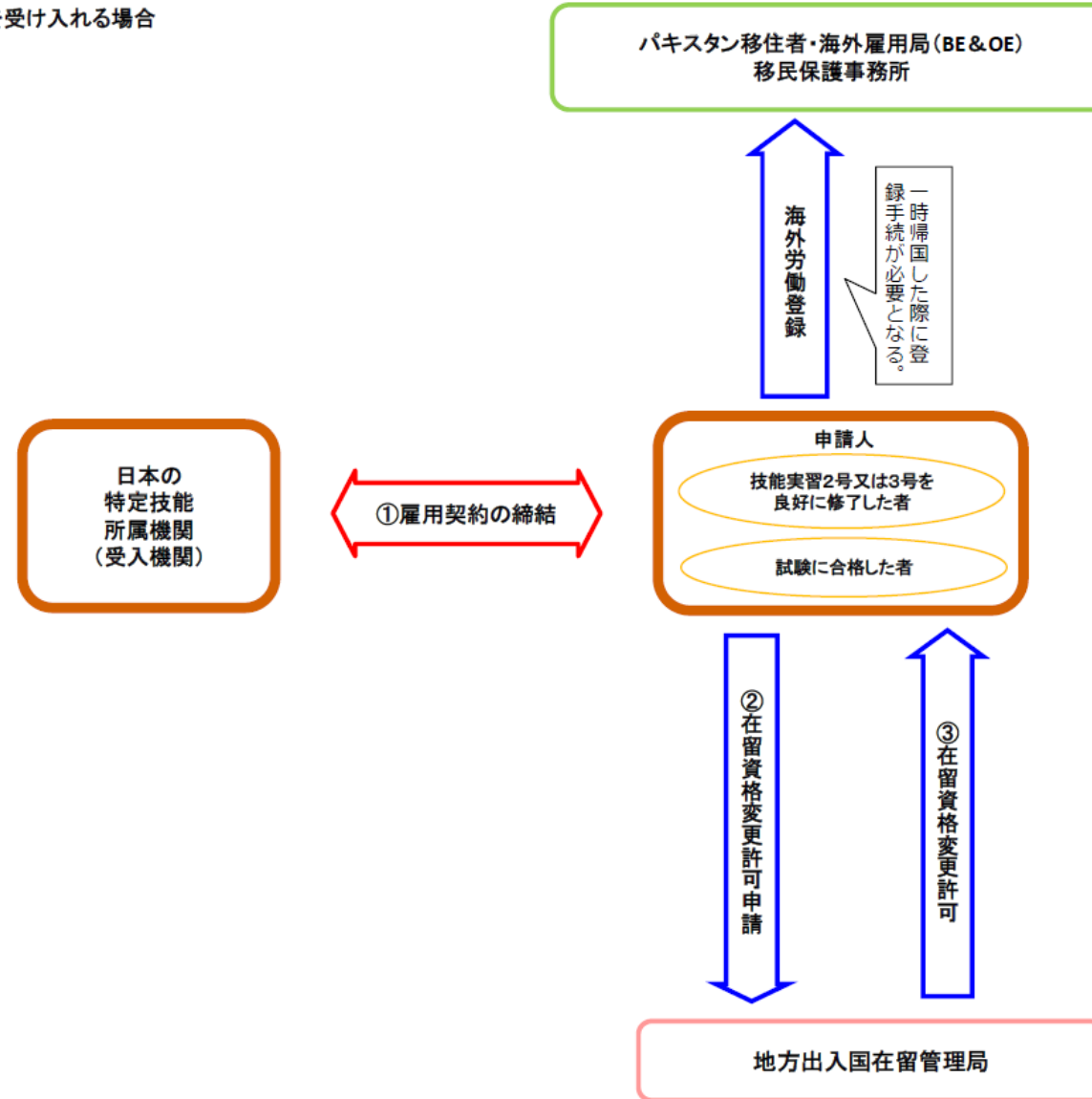
(注2) 職業安定法に基づく職業紹介事業者については、次の厚生労働省URLをご参照ください。
<https://www.mhlw.go.jp/content/0020190401.pdf>

(注3) 受入機関が雇用契約を締結する予定の申請人を既に決めている場合、④から⑥までは省略されるとのことです。

特定技能制度における受入れ手続(3)

パキスタン特定技能外国人に係る手続の流れについて

○日本に在留する方を受け入れる場合





【ガッシャーブルム (K5) - 8080 m】



【夕暮れのラホール城】



【ナンガパルパット - 8126 m】

JITCO

公益財団法人 国際人材協力機構

国際部 国際課

TEL 03-4306-1151

